

巻末資料

1	改定練馬区障害者計画・主要事業進捗状況	・・・・・・・・ 94
2	障害者の現況	・・・・・・・・ 96
3	第二期障害福祉計画の進捗状況	・・・・・・・・ 98
4	設置要綱等	・・・・・・・・ 105
5	用語解説	・・・・・・・・ 111
6	障害者基礎調査報告書（抜粋）	・・・・・・・・ 115

1 改定練馬区障害者計画・主要事業進捗状況

(障害者自立支援法によるサービスについては障害福祉計画に記載)

事業名	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績
1 訪問によるサービスを充実させる				
障害者給付審査会	身体 147件 知的 176件 精神 221件	身体 325件 知的 464件 精神 252件	身体 172件 知的 345件 精神 199件	身体 170件 知的 329件 精神 197件
難病者ホームヘルプサービス	8世帯 延べ621時間 日常生活用具 12件	5世帯 延べ794.5時間 日常生活用具 6件	2世帯 延べ421時間 日常生活用具 6件	2世帯 延61時間 日常生活用具 10件
重度脳性まひ者の介護	派遣 19,823回	派遣 19,050回	派遣 18,887回	派遣 18,278回
出張調整	利用回数 371回	利用回数 391回	利用回数 407回	利用回数 422回
緊急一時保護	1か所	1か所	1か所	1か所
2 日中活動の場を再編・整備する				
区立施設の事業移行	福祉作業所1か所 福祉工房1か所	福祉作業所1か所 福祉工房1か所	完了	完了
重症心身障害者通所事業	福祉園1か所	福祉園1か所	福祉園1か所	福祉園1か所 心障センター
法外作業所の事業移行				
○民間心身福祉作業所等	2か所	4か所	6か所	6か所
○精神共同作業所等	7か所	8か所	10か所	10か所
入所施設の地域利用	未実施	未実施	1か所	1か所
社会適応訓練協力事業所	11か所 13人	12か所 10人	12か所 10人	12か所 11人
3 入所(入院)者の地域移行を進める				
入所施設からの地域移行	34人	43人	49人	56人
<input type="checkbox"/> 退院促進ネットワーク	実施	実施	実施	実施
4 居住の場を整備する				
グループホーム・ケアホームの整備(入居定員)	知的 83人 精神 46人	知的 122人 精神 63人	知的 122人 精神 67人	知的 142人 精神 75人
区立生活寮の改築			移転1寮 検討	移転1寮 実施設計
居住支援事業	0件	0件	2件	2件
ベアリフォーム事業	施行 0戸	施行 1戸	施行 0戸	施行 0戸
住宅修築資金の融資	3件	5件	3件	4件
5 地域生活と社会参加を支援する その1				
地域生活支援センター	2か所	2か所	3か所	4か所
総合福祉事務所 相談件数	身体 51,764件 知的 5,620件	身体 48,830件 知的 6,667件	身体 48,949件 知的 7,505件	身体 57,231件 知的 8,376件
保健相談所				
○専門医精神保健相談	116回 延べ271人	115回 延べ285人	112回 延べ308人	104回 延べ259人
○保健師精神保健相談	26,552件	12,018件	33,666件	35,729件
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施
障害者パソコン教室	修了者 23人	修了者 23人	修了者 24人	修了者 22人
リフト付タクシー運行数	8,911回	9,095回	11,182回	13,535回
福祉タクシー券受給者数	5,632人	5,542人	5,460人	5,322人
5 地域生活と社会参加を支援する その2				
心身障害者青年学級	43回	44回	44回	41回
人権学習推進事業	17回	15回	14回	13回
プール障害者専用コース	5館	5館	6館	6館
図書館資料(点字等)の貸出	17,277点	14,407点	14,276点	13,812点
外出困難障害者資料郵送サービス	登録者 38名	登録者 47名	登録者 49名	登録者 66名
福祉連携緑化事業	12か所	12か所	15か所	15か所
災害要援護者名簿の作成と活用	災害時要援護者支援事業実施要綱制定	災害時要援護者名簿提供説明会	災害時要援護者名簿の優良活用事例の紹介	障害者の災害時のマニュアル作り検討
防災訓練	聴覚障害者参加訓練実施	聴覚障害者参加訓練実施		視覚、聴覚障害者参加訓練
6 障害者就労を促進する				
余暇支援事業	31回 延657人	32回 延791人	39回 延714人	42回 延972人
就労支援セミナー	5回	7回	5回	6回
職場定着支援員の派遣	933回	1,102回	1,142回	1,424回
就労を希望する障害者	就職者数 86人	就職者数 84人	就職者数66人	就職者数86人

事業名	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績
7 障害者医療制度と地域医療制度を普及させる				
更生医療	給付 360人	給付 395人	給付 415人	給付 450人
育成医療	申請 73件	申請 47件	申請 69件	申請 51件
精神通院医療	交付 7,336件	交付 8,058件	交付 8,336件	交付 9,225件
心身障害者医療費助成	5,488人	5,487人	5,459人	5,474人
小児慢性疾患の医療費助成	申請受理件数 536件	申請受理件数 479件	申請受理件数 466件	申請受理件数 460件
入院資金の貸付	151件	115件	155件	144件
難病医療費等助成	4,317件	4,607件	4,953件	4,969件
心身障害者(児)歯科診療事業				
○歯科診療受診者	延 2,575人	延 3,021人	延 2,932人	延 3,045人
○摂食えん下受診者	延 193人	延 252人	延 250人	延 269人
在宅重症心身障害児(者)訪問看護指導事業	延 14人	延 21人	延 37人	延 65人
8 福祉のまちづくりを進める				
歩道や公園の整備	歩道改善 41か所	歩道改善 27か所	歩道改善 17か所	歩道改善 21か所
駅のバリアフリー化と移動システム	新桜台駅工事着手 江古田駅調査設計	新桜台駅整備完了 江古田駅工事着手		江古田駅整備完了
情報のバリアフリー	検証、改善作業実施	検証、改善作業実施	区ホームページ全面リニューアル	メールによる情報配信サービス開始
福祉のまちづくり200人モニター	登録者119名	登録者115名	登録者115名	登録者104名
区民との協働	延25団体助成	延40団体助成	延58団体助成	延77団体助成
9 障害のある子どもを支援する				
4ヶ月児健診	5,881件	5,903件	6,006件	5,714件
1歳6ヶ月児健診	5,235件	5,402件	5,663件	5,414件
3歳児健診	5,263件	5,186件	5,231件	5,277件
心理経過観察 1歳6か月児	延2,425人	延2,237人	延1,479人	延1,122件
3歳児	延1,659人	延1,742人	延1,551件	心理発達相談 延1,643件
こども発達支援センター	検討	検討	検討	整備基本計画
障害児保育				
○区立保育園	59園 171人	58園 144人	58園 175人	60園 178人
○私立保育園	12園 40人	13園 38人	14園 52人	17園 55人
○区立幼稚園	3園	5園	5園	5園
○私立幼稚園	12園	14園	15園	18園
○学童クラブ	82クラブ 149人	86クラブ 149人	85クラブ 153人	82クラブ 150人
特別支援学級				
○小学校	1校増		1校増	3校増
○中学校		2校増	1校増	
特別支援教育コーディネーター養成研修	6回	6回	6回	4回
特別支援教育理解のための研修	4回	4回	4回	4回
10 施策を推進するために				
ハローアップカレッジ事業	開設		1期生卒業(21人)	2期生卒業(30人)
地域福祉入門セミナー	2回	2回	2回	1回
障害福祉サービス従業者の研修	1回 12人	1回 61人	1回 70人	1回 57人
苦情調整委員制度の利用	苦情 146件 申立 32件 相談 81件	苦情 116件 申立 6件 相談 90件	苦情 123件 申立 9件 相談 72件	苦情 122件 申立 11件 相談 66件
地域精神保健福祉連絡協議会	2回	1回	再編	1回
地域精神保健福祉関係者連絡会	4地区 19回	4地区 21回	4地区 19回	4地区 13回
障害者福祉連絡懇談会	1回	1回	1回	1回

2 障害者の現況

(1) 手帳所持者数等

①身体障害者（身体障害者福祉手帳所持者）

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢 体 不自由	内部障害	計
平成 18 年度	1,350 人	1,514 人	219 人	9,231 人	5,065 人	17,379 人
平成 19 年度	1,382 人	1,553 人	236 人	9,380 人	5,223 人	17,784 人
平成 20 年度	1,410 人	1,561 人	238 人	9,407 人	5,449 人	18,065 人
平成 21 年度	1,434 人	1,636 人	240 人	9,652 人	5,710 人	18,672 人
平成 22 年度	1,415 人	1,649 人	236 人	9,686 人	5,871 人	18,857 人

②知的障害者（愛の手帳所持者）

	最重度	重度	中度	軽度	計
平成 18 年度	126 人	942 人	977 人	1,281 人	3,326 人
平成 19 年度	126 人	970 人	979 人	1,374 人	3,449 人
平成 20 年度	129 人	999 人	997 人	1,448 人	3,573 人
平成 21 年度	136 人	1,021 人	986 人	1,512 人	3,655 人
平成 22 年度	141 人	1,053 人	990 人	1,613 人	3,797 人

③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

	1 級	2 級	3 級	総数	自立支援医療費 (精神通院)の 利用者
平成 18 年度	164 人	663 人	357 人	1,184 人	8,346 人
平成 19 年度	210 人	898 人	448 人	1,556 人	7,434 人
平成 20 年度	392 人	1,894 人	967 人	3,253 人	8,066 人
平成 21 年度	425 人	2,163 人	1,151 人	3,739 人	8,604 人
平成 22 年度	365 人	2,209 人	1,240 人	3,814 人	8,933 人

※平成 18 年度および平成 19 年度は、申請件数を記載しました。

(2) 障害程度区分認定数(障害が重複する場合は、主な障害について記載しました。)

【平成 18 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害者	0	39	89	66	35	48	126	403
知的障害者	0	9	53	60	67	38	71	298
精神障害者	0	15	91	69	10	2	0	187
合 計	0	63	233	195	112	88	197	888

【平成 19 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害者	0	14	40	32	16	14	26	142
知的障害者	0	9	29	42	51	28	22	181
精神障害者	0	19	110	82	9	1	0	221
合 計	0	42	179	156	76	43	48	544

【平成 20 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害者	0	43	78	43	27	35	99	325
知的障害者	0	11	42	104	98	88	121	464
精神障害者	0	31	137	82	2	0	0	252
合 計	0	85	257	229	127	123	220	1,041

【平成 21 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害者	0	24	45	29	16	20	38	172
知的障害者	0	7	66	46	93	77	56	345
精神障害者	0	44	108	47	0	0	0	199
合 計	0	75	219	122	109	97	94	716

【平成 22 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害者	0	15	37	33	22	23	40	170
知的障害者	0	8	39	53	65	89	75	329
精神障害者	0	62	105	23	6	0	1	197
合 計	0	85	181	109	93	112	116	696

3 第二期障害福祉計画の進捗状況

(1) 障害福祉サービスの利用状況

各年度の実績については、平成21年度は平成22年3月分、平成22年度は平成23年3月分、平成23年度は平成23年10月分の数値を計上しています。

(上段は計画目標値：下段は実績値)

サービス名			21年度	22年度	23年度
訪問系	居宅介護	人/月	620	660	720
			667	713	730
		時間/月	14,260	15,180	16,560
			14,490	15,792	14,637
	重度訪問介護	人/月	103	105	107
			91	99	99
		時間/月	35,020	35,700	36,380
			32,037	35,816	35,574
	行動援護	人/月	2	2	4
			0	1	2
		時間/月	60	60	120
			0	26	47
重度障害者等包括支援	人/月	2	2	2	
		0	0	0	
	時間/月	868	868	868	
		0	0	0	
居住系	施設入所支援	人/月	120	200	430
			125	239	379
	共同生活介護	人/月	100	115	125
			106	124	159
	共同生活援助	人/月	125	140	160
			120	144	142
日中活動系	生活介護	人/月	400	450	751
			447	647	797
	自立訓練（機能訓練）	人/月	4	4	14
			2	4	6
	自立訓練（生活訓練）	人/月	18	24	30
			18	24	26

サービス名			21年度	22年度	23年度
日 中 活 動 系	就労移行支援	人/月	80	115	156
			101	124	159
	就労継続支援A型	人/月	28	30	30
			38	52	60
	就労継続支援B型	人/月	600	640	750
			684	710	833
	療養介護	人/月	7	7	8
			4	4	4
	短期入所	人/月	103	114	125
			121	116	139
		日/月	845	935	1,025
			1,092	1,029	1,301
	児童デイサービス	人/月	110	120	120
			210	482	613
日/月		660	720	720	
		1,364	2,678	3,581	
相談支援 (サービス利用計画)	人/月	2	6	20	
		0	0	0	

(2) 障害福祉サービスの障害程度区分別利用状況

【平成 21 年度】

(上段は実利用者数：下段は支給決定数)

	児童	訓練等 給付	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
居宅介護	74		98	223	115	46	37	74	667
	104		114	271	135	46	43	81	794
重度訪問 介護					0	5	15	71	91
					0	5	15	69	89
行動援護					0	0	0	0	0
					0	0	0	0	0
重度障害 者等包括 支援								0	0
								0	0
施設入所 支援		6	0	2	7	29	43	38	125
		7	0	2	7	29	43	40	128
共同生活 介護	0			49	24	22	9	2	106
	0			48	26	23	9	2	108
共同生活 援助	0	116	1	1	2	0	0	0	120
	0	118	1	3	2	0	0	0	124
生活介護		0	0	4	53	110	126	154	447
		0	0	4	54	111	127	164	460
自立訓練 /機能訓練		0	0	1	1	0	0	0	2
		0	0	1	1	0	0	0	2
自立訓練 /生活訓練		8	0	1	4	2	3	0	18
		9	0	1	5	2	2	0	19
就労移行 支援		85	0	12	2	2	0	0	101
		101	0	16	2	2	0	0	121
就労継続 支援 A 型		36	0	0	2	0	0	0	38
		39	0	0	2	0	0	0	41
就労継続 支援 B 型		520	17	56	64	26	1	0	684
		539	19	63	57	24	3	0	705
療養介護		0	0	0	0	0	1	3	4
		0	0	0	0	0	1	3	4
短期入所	24		4	10	13	26	17	27	121
	101		22	68	101	91	77	123	583
児童デイ サービス	210								210
	240								240
相談支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【平成 22 年度】

(上段は実利用者数：下段は支給決定数)

	児童	訓練等 給付	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
居宅介護	63		120	235	122	49	37	87	713
	108		142	277	142	66	47	95	877
重度訪問 介護					0	5	18	76	99
					0	5	16	73	94
行動援護					0	1	0	0	1
					0	1	0	1	2
重度障害 者等包括 支援								0	0
								0	0
施設入所 支援		1	0	4	17	52	87	78	239
		3	0	6	17	54	87	88	255
共同生活 介護	0			58	28	27	9	2	124
	0			61	31	28	9	2	131
共同生活 援助	0	126	5	9	3	1	0	0	144
	0	130	5	10	3	1	0	0	149
生活介護		0	0	4	76	159	189	219	647
		0	0	5	69	150	176	220	620
自立訓練 /機能訓練		1	0	1	1	0	0	1	4
		3	0	1	1	1	0	1	7
自立訓練 /生活訓練		19	0	0	1	3	1	0	24
		13	0	0	1	4	2	0	20
就労移行 支援		110	1	10	2	1	0	0	124
		132	1	14	3	1	0	0	151
就労継続 支援 A 型		50	0	0	2	0	0	0	52
		50	0	1	2	0	0	0	53
就労継続 支援 B 型		520	21	69	61	33	6	0	710
		568	22	71	67	34	7	0	769
療養介護		0	0	0	0	0	1	3	4
		0	0	0	0	0	1	2	3
短期入所	20		1	7	13	25	22	28	116
	117		25	73	100	107	91	140	653
児童デイ サービス	482								482
	535								535
相談支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【平成 23 年度】

(上段は実利用者数：下段は支給決定数)

	児童	訓練等 給付	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
居宅介護	77		129	230	116	55	40	83	730
	109		150	276	132	66	46	100	879
重度訪問 介護					0	5	18	76	99
					0	5	17	73	95
行動援護					0	0	2	0	2
					0	0	2	2	4
重度障害 者等包括 支援								0	0
								0	0
施設入所 支援		0	0	4	17	77	141	140	379
		1	0	6	18	74	139	142	380
共同生活 介護	0			71	33	32	18	5	159
	0			67	32	30	16	4	149
共同生活 援助	0	127	5	6	3	1	0	0	142
	0	134	5	7	3	1	0	0	150
生活介護		0	0	4	85	188	249	271	797
		0	0	5	85	185	246	278	799
自立訓練 /機能訓練		2	0	1	1	1	0	1	6
		2	0	1	1	1	0	1	6
自立訓練 /生活訓練		18	0	0	3	3	2	0	26
		21	0	1	3	3	3	0	31
就労移行 支援		139	1	12	4	3	0	0	159
		160	1	12	6	2	0	0	181
就労継続 支援 A 型		57	0	1	2	0	0	0	60
		58	0	2	2	0	0	0	62
就労継続 支援 B 型		597	24	91	73	34	14	0	833
		652	32	98	75	37	14	0	908
療養介護		0	0	0	0	0	2	2	4
		0	0	0	0	0	0	2	4
短期入所	24		1	8	17	29	22	38	139
	135		26	81	114	107	89	138	690
児童デイ サービス	613								613
	649								649
相談支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 地域生活支援事業の利用状況

各年度の実績については、平成21年度および平成22年度は、各年度毎の総計値を記載し、平成23年度は見込み値を記載しました。

サービスの支給量（上段は計画目標値：下段は実績値）

サービス名		21年度	22年度	23年度
(1)相談支援事業				
①相談支援事業				
ア障害者相談支援事業	設置数	3	4	4
		3	4	4
イ地域自立支援協議会	設置数	1	1	1
		1	1	1
②市町村相談支援機能強化事業	—	実施	実施	実施
		実施	実施	実施
③住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施
		—	—	—
④成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施
		実施	実施	実施
(2)コミュニケーション支援事業				
①手話通訳者派遣事業	件数/年	2,700	2,800	2,800
		2,436	2,407	2,640
②要約筆記者派遣事業	件数/年	130	130	130
		274	325	245
(3)日常生活用具等給付事業				
①介護・訓練支援用具	件数/年	64	64	65
		43	57	76
②自立生活支援用具	件数/年	155	155	159
		159	150	136
③在宅療養等支援用具	件数/年	79	84	89
		86	70	98
④情報・意思疎通支援用具	件数/年	215	215	221
		177	161	140
⑤排泄管理支援用具	件数/年	4,200	4,200	4,400
		9,536	10,588	10,484
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/年	50	50	50
		53	48	56
⑦緊急通報システム	件数/年	30	30	30
		19	25	22
⑧火災安全システム	件数/年	2	2	2
		1	1	1

サービス名		21年度	22年度	23年度
(4)移動支援事業	人/月	600	610	620
		699	785	860
	時間/月	13,200	13,420	13,640
		15,157	16,931	17,497
(5)地域活動支援センター機能強化事業				
①地域活動支援センターⅠ型	設置数	3	4	4
		3	4	4
②地域活動支援センターⅡ型	設置数	1	1	1
		1	1	1
	人/月	32	32	32
		28	28	30
③地域活動支援センターⅢ型	設置数	0	0	5
		0	0	0
	人/月	0	0	60
		0	0	0
(6)その他の事業				
①訪問入浴サービス	件数/年	2,942	2,980	3,017
		2,856	2,638	2,530
②知的障害者職親委託制度	人/月	1	1	1
		1	1	1
③更生訓練費給付事業	件数/年	250	260	270
		434	388	498
④施設入所者就職支度金給付事業	件数/年	18	18	20
		13	13	36
⑤日中一時支援事業	人/月	30	34	38
		71	96	112
	日数/月	120	136	152
		252	410	344
⑥生活サポート事業	人/月	2	2	4
		0	0	0
	時間/月	20	20	40
		0	0	0
⑦手話講習会事業	人/年	240	240	250
		186	174	193
⑧自動車運転免許取得助成事業	件数/年	7	7	7
		9	4	6
⑨自動車改修費助成事業	件数/年	12	13	13
		11	8	8

4 設置要綱等

(1) 練馬区障害者計画懇談会設置要綱

練馬区障害者計画懇談会設置要綱

17 練保障第 724 号

平成 18 年 2 月 3 日

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項の規定に基づく練馬区障害者計画および障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に基づく障害福祉計画に区民および識者の意見等を反映させるため、練馬区障害者計画懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次の事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区障害者計画改定の内容に関する事項
- (2) 障害者自立支援法に定める障害福祉計画策定の内容に関する事項
- (3) その他座長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 公募区民 9 名以内
- (2) 障害者福祉関係者 18 名以内
- (3) 医療関係者 1 名以内
- (4) 学識経験者 2 名以内

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は、懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会に副座長を置き、副座長は、座長が指名する者とする。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が行う。

(公開)

第 7 条 懇談会の会議は、公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号)の定めると

ころにより非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年2月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 練馬区障害者計画懇談会委員名簿

	委員	所属等	
1 公募区民 9名	馬場 伸一	練馬地域	
	坂元 信幸	練馬地域	
	志澤 小夜子	光が丘地域	
	安部井聖子	石神井地域	
	鈴木 英典	石神井地域	
	保坂 勝子	石神井地域	
	長澤 泉	大泉地域	
	野澤 国幸	大泉地域	
	前田 典子	大泉地域	
2 障害者福祉関係者 17名 (1) 障害者福祉団体 9名	齋藤 洋	練馬手をつなぐ親の会 副会長	
	森下 叔彦	練馬区身体障害者福祉協会 副会長	
	河辺 豊子	練馬区視覚障害者福祉協会 会長	
	田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会 副会長	
	秋本 浩一	練馬区難聴児者を持つ親の会 会長	
	市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会 会長	
	河合 幼	練馬障害児(者)を持つ親の会 事務局長	
	工藤 忠夫	練馬家族会 理事長	
	米村 和恵	ちゅうりっぷの会 会長	
	(2) 障害者を対象とした事業を実施している法人・団体 4名	森口 敏之	はつらつ(児童デイ) 代表
		伊東 和子	ケアサービス伊東(居宅) 代表
		矢吹 一夫	かすたねっと(居宅・居住・通所) 代表
		渡辺 智生	やまびこ三原荘(居住) 世話人
	(3) 学校関係者 1名	千田 恵司	石神井特別支援学校長
(4) 障害者就労支援関係者 2名	八戸 和子	池袋公共職業安定所 統括職業指導官	
	吉田 由紀子	あかねの会就労支援室 施設長	
(5) 相談支援 1名	石野 哲朗	光が丘障害者地域生活支援センター所長	
3 医療関係者 1名	今田 寛睦	医療法人社団一陽会 陽和病院院長	
4 学識経験者 2名	(座長) 朝日 雅也	埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授	
	(副座長) 河村 ちひろ	埼玉県立大学保健医療福祉学部 准教授	

【計29名・敬称略・所属等欄は委員委嘱時のもの】

(3) 練馬区障害者計画懇談会開催経過

回数	日時	検討項目
平成22年度 第1回	平成22年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> 次期障害者計画の策定について 今後の進め方
第2回	平成22年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> 改定障害者計画の進捗状況 次期障害者計画の計画期間
第3回	平成22年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画基礎調査結果の概要 高次脳機能障害者の状況（報告） 改定障害者計画の進捗状況と課題（居宅系サービス、居住系サービス）
第4回	平成22年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者の状況（報告） 改定障害者計画の進捗状況と課題（日中活動系サービス、入所・入院者の地域移行）
第5回	平成23年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基礎調査報告書 改定障害者計画の進捗状況と課題（就労支援、障害児支援）
第6回	平成23年3月23日 （資料配布のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 改定障害者計画の進捗状況と課題（障害者医療、福祉のまちづくり）
平成23年度 第1回	平成23年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> 難病者の状況（報告） 計画の構成 計画の基本理念
第2回	平成23年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本理念 各論の検討（相談支援、居宅系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）
第3回	平成23年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> 各論の検討（サービスの質の向上、障害者就労、福祉のまちづくり、社会生活支援）
第4回	平成23年9月5日	<ul style="list-style-type: none"> 各論の検討（障害児支援、防災、障害者医療） 第三期障害福祉計画の考え方
第5回	平成23年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会意見書（案） 障害者計画・障害福祉計画（たたき台）
第6回	平成23年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会意見書（案） 障害者計画・障害福祉計画（素案）

(4) 練馬区障害者計画検討委員会設置要綱

練馬区障害者計画検討委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 17 日

18 練福障第 76 号

(設置)

第 1 条 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画を策定するため、練馬区障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、健康福祉事業本部長とする。

3 副委員長は、福祉部長および健康部長とする。

4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

(1) 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画の策定の方針に関する事項

(2) 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画の内容に関する事項

(3) その他、委員長が必要と認める事項

(運営)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞き、また説明を求めることができる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(分科会の設置および構成等)

第 5 条 委員会の所掌事項に関する調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

企画部企画課長

危機管理室防災課長

産業地域振興部商工観光課長

福祉部経営課長 障害者施策推進課長 障害者サービス調整担当課長

総合福祉事務所長(1名)

健康部健康推進課長 保健予防課長 保健相談所長(1名)

児童青少年部子育て支援課長 保育課長

都市整備部住宅課長

学校教育部学務課長 教育指導課長

生涯学習部生涯学習課長 光が丘図書館長

5 用語解説

愛の手帳	知的障害者（児）が、各種の支援を受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けているもの。療育手帳（国の制度）も兼ねている。
医療的ケア	痰の吸引、経管栄養、導尿などを中心とした医療的な行為。
インターンシップ制	学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。
官公需	国、公庫、公団及び地方公共団体などが、物品を買い入れたり、工事を発注したりすること。
気づき	障害者、高齢者等と一緒に活動することや障害疑似体験等を通じ、多様な人がともに生活していることに対して理解を深め、社会の中のバリアを自分の問題として考え、行動するという、一連の共感・理解のこと。
協働	住民と行政の共通の領域において、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて主体性を持って自発的に、かつ、互いに対等なものとして尊重し合いながら協力し合う状態のこと。
区民防災組織	防災会、市民消火隊、避難拠点運営連絡会等、初期消火活動や救助活動、避難拠点への誘導等、地域の防災活動を担う組織。広義では、自主防災組織ともいう。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
公共職業安定所 （ハローワーク）	職業紹介・職業指導、雇用保険の事務処理など、職業安定法の目的を達成するための業務を無料で行う機関。

高次脳機能障害	脳卒中（くも膜下出血・脳内出血等）・感染症などの病気や交通事故・転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障害のこと。脳の中の障害のため、外見から障害を見極めるのが難しく、周囲の理解が得られにくいといわれている。
工賃	作業所（就労継続支援B型事業所など）で働く施設利用者に、作業所の収益（製品販売等の売上）から支払われる金銭のこと。
重症心身障害者	重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している障害者のこと。
障害程度区分	障害のある方の心身の状態を総合的に表す指標で、障害福祉サービスの必要度を判定する上で目安となるもの。区分1から区分6の、6段階に分かれている。
自主生産品	作業所等において開発・生産した商品。売上は工賃として施設利用者に支払う。
児童デイサービス	障害者自立支援法に規定する、障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。 同事業は、平成22年12月の法改正により、平成24年4月から児童福祉法に規定する児童発達支援（通所による療育を行う）と、放課後等デイサービス（学齢児を対象とし放課後や夏休み等において生活能力向上のための訓練等を行う）の事業に移行する。
身体障害者手帳	身体障害者（児）が各種の支援を受けるために必要な手帳として、つぎの種類の障害のある方に交付される。 ①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部障害
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため長期にわたり日常生活、または、社会生活への制約がある方に交付される。有効期限は2年間のため、2年ごとに再申請、再認定の必要がある。
摂食・えん下	食物を口腔内に取り込み、飲み込める状態に処理し、食道下に送り込む一連の運動のこと。

障害者地域生活支援センター	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や社会生活に必要な講座、地域交流を通じた障害理解の促進等を行う施設。
第三者評価	利用者がサービスを選択する際に情報を得たり、サービスの質の向上を図るために、公正・中立な第三者機関がサービス内容を評価する制度。
デイジー	Digital Accessible Information System の略 (DAISY デイジー)。視覚障害者向けに音声情報を収録したデジタル録音図書などに活用する技術のこと。
難病	国の難病対策要綱では、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、と規定している。
発達障害	「自閉症」「アスペルガー症候群」「学習障害」「注意欠陥多動性障害」等の障害の総称。 コミュニケーションがとりにくいことや、強いこだわり、落着きのなさなどの特徴がある。
バリアフリー	障害者、高齢者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。
防災マップ	自分のまちを実際に歩きながら、地域資源や危険箇所の把握をし、その情報・内容を地図に示したもの。
防災みまもりカード	災害時要援護者名簿をもとに地域の民生・児童委員と区民防災組織が災害時要援護者名簿に記載された人を訪問し、安否確認や救助方法など災害時の対応などについて本人や家族を交えて検討し、作成するもの。

モニタリング	あらかじめ設定しておいた計画や目標などについて、その進捗状況を随時点検すること
ライフステージ	人の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいう。
療育	障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたる。
NPO	Non-profit Organization の略で、広義には営利を目的としない民間組織のこと。一般的には特定非営利活動促進法に基づいて認証された NPO 法人と、法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体を指す。

6 障害者基礎調査報告書（抜粋）

○ 調査対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者から、合計 5,000 名を無作為抽出した。抽出率は、各手帳所持者の概ね 20%程度を目安とした。また、施設入所者の意向についても把握するため、入所者のうち、知的障害者 80 名、身体障害者 20 名の合計 100 名を無作為抽出した。

※平成 22 年 3 月 31 日現在

	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者 保健福祉手帳	施設入所者
手帳所持者数	18,672	3,655	3,739	412
対象者数	3,600	650	650	100

【身体障害者数内訳】

	障害者	対象者数
視覚障害	1,434 人	290 人
聴覚平衡機能障害	1,636 人	320 人
音声言語機能障害	240 人	50 人
肢体不自由	9,652 人	1880 人
内部障害	5,710 人	1060 人

○ 回収状況

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	3,600	2,074	2,064	57.3%
知的障害者	650	353	350	53.8%
精神障害者	650	314	311	47.8%
施設入所者	100	95	94	94.0%
合計	5,000	2,836	2,819	56.4%

○ 調査結果の概要

* 基本属性

身体では 60 歳以上が 72.4%を占め、知的では 30 代までで 68.6%、精神、施設は 40～50 代で半数(50.2%、53.2%)を占めている。

障害程度内訳は、身体では、重度（1・2級）52.0%、中度（3・4級）35.8%、軽度（5・6級）9.2%となっている。知的では、最重度・重度（1・2度）36.9%、中度 22.0%、軽度 38.9%となっている。精神では、1級 12.2%、2級 52.1%、3級 32.5%となっている。

身体障害者手帳に 1 番目に記載された障害種類の内訳（施設を除く）は、「肢体不自由（上肢、下肢等）」が 35.0%と最も多く、次いで「内部障害」29.1%、「肢体不自由（体幹）」10.4%、「聴覚障害」7.7%、「視覚障害」6.4%と続いている。

* 介助・援助の状況について

身体は60.2%、知的は86.6%、精神は69.5%は、ふだん何らかの介助・援助を受けている。最も長く介助・援助している人としては、身体では「配偶者」48.7%、知的では「父、母」82.2%、精神では「父・母」40.7%が最も多くなっている。

ふだんの生活の中で、「必要だが、受けられていない介助・援助がある」と回答した人は、身体では8.4%、知的では12.9%、精神では18.0%となっている。

* 日中の過ごし方について

日中の主な過ごし方について、身体では「自宅にすることが多い」60.4%、知的では「働いている」36.3%、精神では「自宅で静養中である」49.2%がそれぞれ最も多くなっている。

現在働いている人の割合をみると、身体では14.6%、知的では36.3%、精神では17.7%となっている。

* 教育について

現在の通園・通学先では、「特別支援学校」が身体43.4%、知的59.8%と最も多い。次いで、身体では「通常の学級」28.3%、知的では「特別支援学級」25.8%となっている。

通園・通学に際し充実してほしいこととしては、身体では「施設・設備などを充実させてほしい」が45.3%、知的では「夏休みなど長期休みの際の取組みを充実させてほしい」が63.9%と、最も多くあげられている。

* 雇用・就労について

現在、働いている人の就労形態は、身体では「会社・団体等の正規の職員、役員」46.0%が最も多く、知的と精神では「福祉作業所、授産施設等」が、知的49.6%、精神52.7%と、最も多くあげられている。

1年間の就労収入は、身体では「100万円～400万円未満」が39.7%、知的と精神では20万円未満は約5割となっている。

働くために大切な環境としては、身体と精神では「健康状態にあわせた働き方ができること」が最も多くあげられ、知的では「事業主や職場の人たちが障害者雇用を理解していること」、施設では「障害のある人に適した仕事があること」が最も多くあげられている。

* 外出や社会参加の状況

「月に2～3日」あるいは「ほとんど外出しない」人が身体では14.9%、知的では6.9%、精神では11.0%みられる。

外出の際に困っていることとしては、身体では「歩道が狭く、道路に段差が多い」、知的では「まわりの人と話すのがむずかしい」、精神では「他人の視線が気になる」

をあげる人がそれぞれ最も多い。

希望する活動に参加するために必要な支援として最も多くあげられているのは、身体では「障害のある人に配慮した施設や設備があること」、知的では「介助者・援助者がいること」、精神では「活動する場所が近くにあること」である。

* 健康状態や医療について

過去1年間に健康診断（健康診査）を受けていない人は、身体では24.0%、知的では15.1%、精神では38.3%である。健康管理や医療について、困ったことや不便なこととしては、身体と精神では「医療費の負担が大きい」をあげる人が最も多いが、知的では「障害のために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」が最も多くなっている。

* 相談や情報入手について

家族や親せき以外の悩みごとや心配ごとの相談先としては、身体では「友人・知人」23.3%、知的では「福祉施設の職員」26.0%、精神では「病院・診療所」46.0%、施設では「福祉施設の職員」69.1%が最も多くあげられている。知的では「総合福祉事務所の相談窓口」24.6%、精神では「保健相談所（保健師など）」16.1%も相談先として多い。

障害福祉サービスなどの情報の入手先としては、「ねりま区報」がいずれの障害でも多く、身体では50.1%、知的では40.0%、精神では26.7%となっている。知的では「学校、職場、施設」28.6%、精神では「病院など」29.9%も多い。

* 障害福祉サービスについて

最近1年間に利用した障害福祉サービスについて、身体と知的では「タクシー料金の助成、自動車燃料費の助成」の利用割合が、身体38.6%、知的29.4%と最も多く、精神では、「病院や診療所のデイケア」が31.4%と最も多い。なお、いずれの障害でも3割前後の人が最近1年間にサービスを利用していない。

「今後利用したいサービス」が、「利用したことがあるサービス」を大きく上回っているものは、身体では、「タクシー料金の助成、自動車燃料費の助成」、「住宅設備改善費の給付」である。知的では、「短期入所（ショートステイ）・緊急一時保護」、「移動支援」、「グループホーム・ケアホームなどの居住系サービス」である。精神では、「ホームヘルプなどの訪問系サービス」となっている。

必要だと思うサービスを十分に利用できていないと考えている人は、身体では19.6%、知的では25.1%、精神では24.1%となっている。必要だと思うサービスを十分利用できていない理由としては、身体と知的では「どのようなサービスがあるかわからないから」が最も多く、精神では、「利用の仕方がわからないから」が最も多くなっている。

* 将来について

将来、暮らしたい場所については、「家族と一緒に暮らしたい」がいずれの障害でも5割前後と最も多い。「ひとりで暮らしたい」は身体と知的で約1割に対し、精神では2割以上と多く、知的では、「グループホーム・ケアホームで暮らしたい」が家族との同居に次いで多くなっている。施設では、「施設に入所して暮らしたい」が4割と最も多いが、「家族と一緒に暮らしたい」も2割強となっている。練馬区に住み続けたいかについては、いずれの障害も「住み続けたいと思う」が多く、身体では76.1%、知的では72.3%、精神では66.2%、施設では47.9%となっている。

* 災害対策や消費者被害について

災害時の避難場所を知っている人の割合は、身体では67.6%、知的では54.3%、精神では50.5%となっている。避難場所を知っている人のうち、自力で避難できる人は、身体では55.2%、知的では52.6%、精神では69.4%となっている。

* 差別や人権侵害について

障害があることで、差別や人権侵害を受けていると感じている（「いつも感じる」「たまに感じる」の合計）人の割合は、身体では23.7%、知的では55.1%、精神では52.1%、施設では24.4%となっている。

* 障害者施策全般に関して

今後、障害者施策を進めていくうえで、区に充実してほしい施策としては、「障害者や高齢者に優しい「福祉のまちづくり」の推進」がいずれの障害でも上位にあげられている。また、知的と精神では「就労支援の充実を図ること」が最も多くあげられている。

* 障害の表記について

「障害」という言葉の表記については、いずれの障害でも「こだわりはない（どれでもよい）」を選んだ人が最も多く、その理由としては、「表記だけ変えても意味がないから」が最も多くなっている。知的では、「障がい」を選んだ人が他の障害より多くなっている。

* 介護・援助者の意向

主な介護・援助者が介助・援助をするにあたって、困っていることとしては、「年齢的に負担が大きい」、「精神的な負担が大きい」、「経済的な負担が大きい」が上位にあげられている。特に、知的の介助・援助者の回答では、他の障害と比べて、障害の程度が重いほど、負担感が大きい傾向がみられる。

将来、本人に暮らしてほしい場所としては、いずれの障害でも「現在の家族と一緒に暮らしてほしい」が最も多くなっている。

練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画

(平成 24 年度～平成 26 年度)

発行日：平成 24 年 3 月

編集発行：練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1

電話：03-5984-4602 (直通)

F A X：03-5984-1215

電子メール：shogaisisaku02@city.nerima.tokyo.jp